

## 三岐薬剤師国民健康保険組合準組合員規程

第1条 規約第6条第2項の準組合員の区分を下記のとおりとする。

(甲種準組合員)

規約第6条第1項の組合員に雇用されている薬剤師並びに事業主である組合員及び準組合員の世帯に属する者で健康保険被保険者適用除外承認を受け組合へ加入する者。ただし、本規程第2条により組合へ除外申請した者は除く。

(乙種準組合員)

規約第6条第1項の組合員に雇用されている薬剤師以外の者及び本規程第2条の除外申請該当者並びに組合の職員。

第2条 甲種準組合員に該当する者で、前年総所得金額が300万円未満である者は除外申請により組合が受理決定した月より当該年度の3月末までを乙種準組合員とする。ただし、組合へ当該年度の6月末までに除外申請をした者は、組合において前年総所得金額を確認後、同条に該当する者は4月に遡及して適用するものとする。

附則

1. 本規程は、平成27年4月1日から施行する。

なお、施行日前より加入している準組合員については、本規程により甲種及び乙種準組合員に区分され、第2条に該当する者は施行後6月末までに組合へ除外申請を行った者とし、同条ただし書きと同様とする。